

1. 事業のあゆみ

(1) 下水道とは

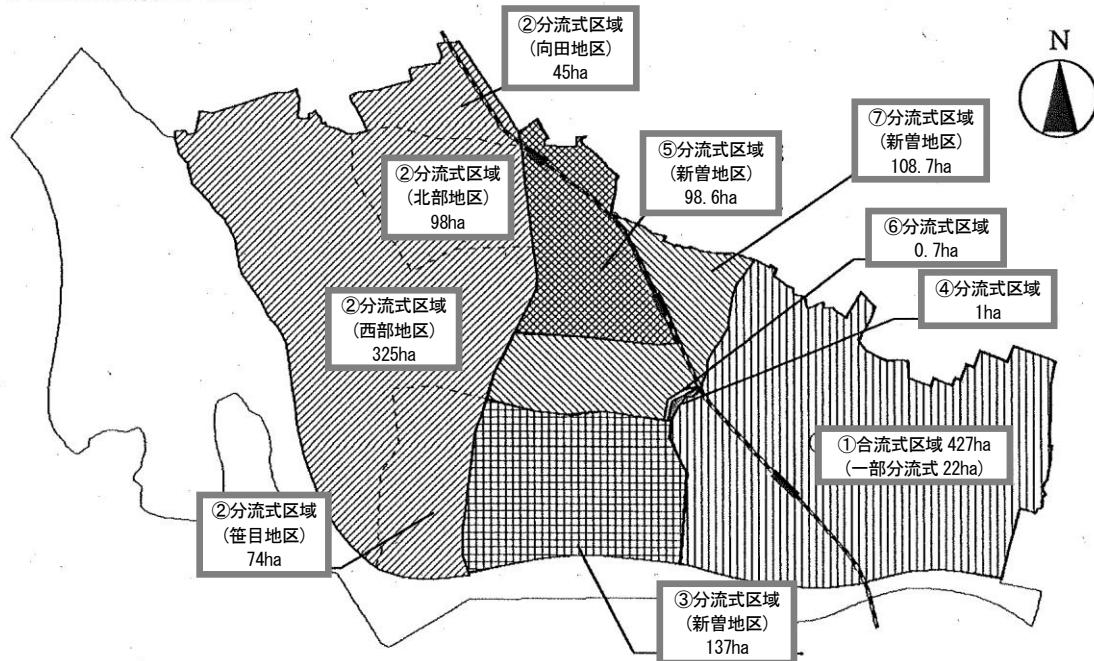
下水道は、家庭や工場で使用された汚水を処理することにより、住民にとって快適で住みよい環境を創り出すために整備する施設である。下水道には生活環境を改善するだけでなく、河川や湖沼等の公共用海域の水質を保全し、また豪雨による雨水の家屋浸水を防除する役割もあり、生活に必要不可欠な施設となっている。

下水道には、市が維持管理している公共下水道と県が維持管理している流域下水道がある。本市の公共下水道はすべて流域下水道に接続され、市西部に位置する荒川水循環センターで浄化され荒川へ排水されている。

また、公共下水道には、汚水と雨水を一つの管で合せて流す合流式と汚水と雨水を別々の管で流す分流式がある。

| 区域 | 面 積 | 計画決定告示年月日・番号 | 事業年度 | 備 考 |
|----|-----------|--------------------------|---------|-----------------------|
| ① | 427 ha | S44. 5. 16 建設省告示第 2023 号 | S44～S53 | 合流式 405ha 分流式 22ha |
| ② | 542 ha | S47. 9. 13 戸田市告示第 67 号 | S44～S55 | 分流式（汚水） |
| | | S63. 4. 1 戸田市告示第 41 号 | S44～H7 | 分流式（雨水） |
| ③ | 137 ha | S54. 2. 26 戸田市告示第 34 号 | S44～事業中 | 分流式 |
| ④ | 1 ha | H1. 9. 19 戸田市告示第 87 号 | S44～H7 | 分流式 |
| ⑤ | 98. 6 ha | H13. 12. 11 戸田市告示第 165 号 | S44～事業中 | 分流式 |
| ⑥ | 0. 7 ha | H16. 3. 15 戸田市告示第 28 号 | S44～H16 | 分流式 |
| ⑦ | 108. 7 ha | H20. 3. 25 戸田市告示第 48 号 | S44～事業中 | 分流式 |

公共下水道整備区域図



(2) 戸田市の下水道事業

本市の下水道事業は生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質の保全、豪雨による浸水を軽減する目的で昭和44年度から事業を実施してきた。

汚水施設は、昭和44年に合流による公共下水道事業認可を受け、市東部地区427haを10ヵ年計画事業として実施した。

昭和45年には下水道事業の飛躍的拡張を目途として受益者負担金制度を採用し、下水道事業に大いに貢献している。

昭和47年度からは、市の中心を流れる笛目川と荒川に囲まれた市西部・北部地区及び一部向田地区の542haについて分流式下水道として拡張追加計画した。本区域は土地改良区並びに区画整理事業であるが、市西部・北部地区については区画整理事業費で実施した。

また、昭和54年度には市中央部に位置する137ha、平成元年度には市中央部既認可区域に隣接した1haについて拡張追加の認可を受けて実施し完了した。

さらに、平成14年度から新たに、新曽土地区画整理地内98.6haに着手し、新曽第一土地区画整理事業の進捗に併せて整備を推進していくと共に、新曽柳原地区の一部0.7haについては平成16年度に完了した。

なお、令和6年度末までに約1,265.76haの区域が整備され、事業計画区域1,315haのうち約96.26%が完了している。

雨水事業については、近年における都市型豪雨による浸水被害の防除や軽減を図るため、浸水被害の発生地区に重点を置き、雨水排水施設整備を実施している。

雨水排水については、下戸田・上戸田地区の405haが合流式下水道で整備済みとなり分流式下水道区域である747.39haのうち、笛目川以西の542haが昭和63年度に、市内中央の一部205.39haが平成19年度に事業認可区域となった。さらに、令和2年度に雨水貯留施設（北大通り）の敷設部において1.39haの区域を拡大し、令和3年度に新曽第一土地区画整理事業地内の区域約99haの拡大を行った。

なお、令和6年度末までに約835.51haの区域が整備され、事業計画区域1,252.46haのうち約66.71%が完了している。

(3) 下水道のあゆみ

| | | |
|-------------|-------|--|
| 昭和39年 | 2月25日 | 下水道事業特別会計設定 |
| 昭和40年 | 4月 1日 | 都市計画課下水道係の新設 |
| 昭和41年 | 4月25日 | 荒川左岸流域下水道組合の設立（川口市、旧鳩ヶ谷市、蕨市、旧浦和市、旧与野市、旧大宮市、上尾市の7市） |
| 昭和42年 | 1月 5日 | 荒川左岸流域下水道組合に加入 |
| 昭和44年 | 5月 1日 | 建設部下水道課の新設（業務係、施設係） |
| 昭和45年 | 2月24日 | 下水道受益者負担金条例の公布 |
| 昭和47年 | 7月 1日 | 戸田市下水道条例の公布 |
| " | " | 戸田市水洗便所改造資金貸付条例の公布 |
| 昭和47年 | 9月22日 | 戸田市水道部長に下水道使用料の調定等を委任する規則公布 |
| 昭和48年 | 4月 1日 | 供用開始 |
| 昭和48年 | 8月 1日 | 下水道課の組織改正（業務係、維持係、工事第一係、工事第二係） |
| 昭和49年 | 7月 1日 | 戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例の公布 |
| " | " | 戸田市私道排水設備補助条例の公布 |
| 昭和51年 | 3月31日 | 荒川左岸流域下水道組合の解散（県に移管） |
| 昭和51年 | 4月 1日 | 荒川左岸南部流域下水道事業推進協議会の設立 |
| 昭和51年11月 | 1日 | 下水道部となり、下水施設課（計画係・維持係・事業係）、下水業務課（業務係・排水設備係）を新設 |
| 昭和62年 | 8月 1日 | 建設部に組織改正〔下水業務課（業務係・排水設備係）、下水施設課（維持係・事業係）〕 |
| 平成10年 | 9月28日 | 戸田市下水道排水設備指定工事店規則（昭和47年規則第25号）を全部改正 |
| 平成11年 | 4月 1日 | 都市整備部に組織改正〔下水道課（業務担当・事業担当・維持担当）〕 |
| 平成19年 | 4月 1日 | 戸田市雨水貯留施設設置費補助金交付要綱の施行 |
| 平成19年 | 6月22日 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律公布（平成21年4月1日から全面施行） |
| 平成19年12月17日 | | 戸田市上下水道事業経営審議会条例の公布 |
| 平成22年11月 | 1日 | 戸田市下水道条例及び戸田市下水道排水設備指定工事店規則を一部改正（排水設備検査手数料を廃止し、指定工事店及び責任技術者の登録・更新・再交付手数料を新設） |

平成23年 4月 1日 上下水道部に組織改正〔水道業務課、水道施設課、下水道課（業務担当・事業担当・維持担当）〕

平成23年 6月 20日 下水道事業法適化計画を埼玉県へ提出（平成26年4月1日適用）

平成25年12月24日 戸田市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正

平成26年 4月 1日 地方公営企業法の規定の全部を適用し、企業会計方式に移行

　　〃　　〃　　業務担当を水道業務課に編入し、上下水道経営課（下水道業務担当）と下水道施設課に組織改正（事業担当・維持担当）

平成28年 4月 上下水道事業包括委託開始
「戸田市下水道ビジョン」、「アセットマネジメント基本計画」、「経営計画」、「中・長期事業計画」を策定

令和 2年 6月 1日 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策として、下水道使用料の基本料金 4か月分の減免を実施

令和 3年 4月 1日 水安全部に組織改正[総務課、水道施設課、下水道施設課、河川課]

令和 4年 7月 1日 原油価格・物価高騰に対する緊急支援策として、下水道使用料の基本料金 4か月分の減免を実施

戸田市公共下水道事業に関する法手続の経過

| 区分 | 都市計画決定 | | 下水道事業認可 | | 都市計画法事業認可 | |
|---------------------|--------------------------|---|---------------------------|-------------------------------------|---|---|
| | 告示年月日 告示番号 | 内容 | 指令年月日 指令番号 | 埼玉県告示番号・指令番号 ※平成25年度以降は認可権限が市に移管 | 合流式区域 | 分流式区域(汚水) 分流式区域(雨水) |
| 当初 (昭和4年4年度) | 昭和44年5月16日 建設省告示第203号 | 都市計画区域1・3・15haを合流式下水道計画として新規決定(都計法3・1) | 昭和44年10月29日 建設省玉都22号-2 | 昭和45年3月17日 第248号 | 427ha合流式区域新規認可 (都計法5・9・1) | — |
| 第1回変更 (昭和4年7年度) | 昭和47年9月13日 市告示第67号 | 5・4・2haを合流式から分流式に変更 | 昭和47年11月30日 指令下水第552号 | 昭和47年12月22日 第178号・指令下水第506-3号 | 54.2haの追加 (都計法6・3・1) | 期間の延伸(昭和45年3月17日～昭和56年3月31日) |
| 第2回変更 (昭和5年4年度) | 昭和54年2月26日 市告示第34号 | 3・4・6haを合流式から分流式に変更 | 昭和54年4月3日 指令下建第6号 | 昭和54年4月30日 第584号・指令下建第3号 | 南部第19処理分区の内2.2haを分流式に変更(合流式区域4.05ha) | 期間の延伸(昭和45年3月17日～昭和61年3月31日) |
| 第3回変更 (昭和5年7年度) | — | — | 昭和47年4月9日 指令下建第22号 | 昭和60年12月10日 指令下水第1202号 | 新曾南幹線の管径の変更 (径600～700を径800) | — |
| 第4回変更 (昭和6年0年度) | 昭和60年12月13日 市告示第116号 | — | 昭和60年12月10日 指令下水第1199号 | 昭和60年12月10日 第1930号・指令下水第1199号 | — | 期間の延伸(昭和45年3月17日～昭和64年3月31日) |
| 第5回変更 (昭和6年3年度) | 昭和63年4月1日 市告示第41号 | 西部地区5・4・2ha雨水計画の認可変更 | 昭和63年3月24日 指令下水第1657号 | 昭和63年4月15日 第389号 | 排水区界・降雨強率年の見直し排水計画の策定(都計法6・3・1) | 期間の延伸(昭和45年3月17日～昭和71年3月31日) |
| 第6回変更 (昭和6年3年度) | 昭和63年10月11日 市告示第109号 | 西部地区5・4・2haについて笠目川改修計画の変更により雨水幹線、改修渠の管径、位置の変更 | 昭和63年9月30日 指令下水第732号 | 昭和63年9月30日 第1323号・指令下水第729号 | 排水区界・降雨強率年の見直し排水計画の策定(都計法6・3・1) | 期間の延伸(昭和45年3月17日～昭和71年3月31日) |
| 第7回変更 (昭和6年3年度) | 昭和63年12月23日 市告示第127号 | 新曾ポンプ場の敷地面積を一部変更(法務局戸出張所用地)・指令下水第1096号 | 昭和64年1月6日 第19号 | 昭和64年1月6日 第19号 | 新曾ポンプ場面積6400⇒4500m ² に変更(都計法2・1・2) | — |
| 第8回変更 (平成元年年度) | 平成元年9月19日 市告示第87号 | 西部地区5・4・2ha雨水排水施設の一部を開渠から暗渠に変更 | 平成元年9月26日 指令下水第660号 | 平成元年9月26日 第1227号・指令下水第663号 | 污水事業区域1haの大変更 分流式区域70.2ha | 西部地区5・4・2haの開渠を一部暗渠に見直し |
| 第9回変更 (平成1年7年度) | 平成8年3月22日 市告示第31号 | — | 平成8年3月8日 指令下水第1244号 | 平成8年3月8日 第329号・指令下水第1247号 | — | 期間の延伸(昭和45年3月17日～平成13年3月31日) |
| 第10回変更 (平成1年2年度) | 平成13年6月18日 市告示第90号 | 平成13年6月18日 指令下水第1382号 | 平成13年3月21日 指令下水第1385号 | 平成13年3月21日 第376号・指令下水第1385号 | — | 西部地区雨水の造成第2排水区・垂木第2排水区の排水系統及び断面の見直し |
| 第11回変更 (平成1年3年度) | 平成13年11月19日 市告示第155号 | 事務手続の合理化・円滑化による幹線渠の簡素化に伴う2幹線の変更・3・4幹線及び3・3雨水出口の削除 | 平成14年6月14日 指令下水第1382号 | 平成13年11月30日 第1842号・指令下水第671号 | 污水事業区域の拡大変更 | 西部地区雨水の造成第2排水区及び断面の見直し |
| 第12回変更 (平成1年4年度) | 平成14年6月24日 市告示第94号 | — | 平成14年6月14日 指令下水第191号 | 平成14年6月14日 第116号・指令下水第194号 | — | 期間の延伸(昭和45年3月17日～平成16年3月31日) |
| 第13回変更 (平成1年5年度) | 平成16年3月15日 市告示第28号 | 平成16年3月15日 指令下水第2528号 | 平成16年3月5日 指令下水第2528号 | 平成16年3月5日 第404号・指令下水第2529号 | 新曾ポンプ場機能維持・向上を図るためポンプの台数変更 | 新曾ポンプ場機能維持・向上を図るためポンプの台数変更 |
| 第14回変更 (平成1年8年度) | 平成19年3月23日 市告示第35号 | — | 平成19年3月13日 指令下水第648号 | 平成19年3月13日 第421号・指令下水第647号 | — | 市内中央部の一部(北大通り南側)20.5・3.9ha拡大変更 |
| 第15回変更 (平成1年9年度) | 平成20年3月25日 市告示第48号 | — | 平成20年3月18日 指令下水第627号 | 平成20年3月18日 第366号・指令下水第628号 | — | 新曾第二土地区域10.8・7haの大変更 |
| 第16回変更 (平成2年0年度) | 平成21年4月1日 市告示第75号 | — | 平成21年3月24日 指令下水第768号 | 平成21年3月24日 第448号・指令下水第770号 | — | 期間の延伸(昭和45年3月17日～平成25年3月31日) |
| 第17回変更 (平成2年2年度) | 平成23年3月8日 市告示第34号 | — | 平成23年2月15日 指令下水第672号 | 平成23年2月22日 第214号・指令下水第673号 | 合流式緊急改善計画で、下戸田・新曾ポンプ場に合流改善施設を整備を図り排水人口と水量原単位の見直しを図る | 期間の延伸(昭和45年3月17日～平成28年3月31日) |
| 第18回変更 (平成2年7年度) | 平成28年3月14日 市告示第48号 | — | 平成28年3月14日 都計第391号 | 平成28年3月14日 市告示第48号 | — | 期間の延伸(昭和45年3月17日～平成33年3月31日) |
| 第19回変更 (平成3年0年度) | — | — | 平成30年10月4日 都計第339-1号 | 平成30年10月4日 都計第339-1号 | — | 平成27年の下水道法の改正に伴い、下水道施設の設備及び改築、機器維持に関する資金を追記。これに伴う、市計画法事務認可手続きは不要。 |

| 区分 | 都市計画決定 | | 下水道事業認可 | | 都市計画法事業認可 | | | |
|-------------------|---------------|----|------------------------|-----------------------|---|------------------------------------|--|-----------|
| | 告示年月日 告示番号 | 内容 | 指令年月日 指令番号 | 指令番号 | 埼玉県告示番号・指令番号 ※平成25年度以降は認可権限が市に移管 | 合流式区域 | 分流式区域（汚水） | 分流式区域（雨水） |
| 第20回変更 (令和2年度) | — | — | 令和3年3月1日 下事第474-1号 | 令和3年3月17日 市告示第130号 | 下水道施設ストックマネジメント計画及び下水道総合地震対策 計画に基づく調査・設計・改築、並びに下水道施設の耐震化の 内容を反映 | 雨水貯留施設の位置付け、及び 敷設部1. 3.9haが大幅変更 | 期間の延伸（昭和45年3月17日～ 令和7年3月31日） (都計法63・1) | |
| 第21回変更 (令和3年度) | — | — | 令和4年3月11日 下事第432-1号 | 令和4年3月28日 市告示第102号 | 新嘗第一土地区画整理事業地内の区域 約9.9haが大幅変更及び新嘗地区全体の 計画見直し | — | — | — |
| 第22回変更 (令和5年度) | — | — | 令和6年2月22日 下事第549-1号 | 令和6年3月6日 市告示第116号 | 笹目第9、10排水区吐口に ポンプ場を位置付け | — | — | — |
| 第23回変更 (令和6年度) | — | — | 令和7年3月24日 下事第948-1号 | 令和7年3月28日 市告示第140号 | 荒川流域別下水道整備組合幹線の見直しを受け、全体計画及 び事業計画書の変更を実施。 (昭和45年3月17日～令和12年3月31日) 新嘗2.1地区の主な管轄より変更を実施。 | — | — | — |

戸田市下水道築造認可の内容

行政区域面積 1,819ha

市街化区域 1,337ha

市街化調整区域 482ha

| 年 次 | 都市計画決定 計画決定内容 | 下水道法事業認可 認可内容 | 都市計画法事業認可 認可内容 | その他 | |
|-------|--------------------------------|---|--|-----|--|
| 昭和44年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 管渠延長 ポンプ場 事業費 | 427.00ha 405.00ha 22.00ha 92,170m 2箇所 3,500,000千円 | 同左 | |
| 昭和47年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 管渠延長 ポンプ場 事業費 | 969.00ha 405.00ha 564.00ha 214,250m 2箇所 8,000,000千円 | 同左 | 西・北部542haを合流式 から分流式に変更 |
| 昭和54年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,106.00ha 405.00ha 701.00ha 247,480m 2箇所 20,611,488千円 | 同左 | 市中央346haを合流式 から分流式に変更 |
| 昭和63年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,106.00ha 405.00ha 701.00ha 247,480m 405ha 542ha 43,002m 2箇所 32,541,099千円 | 同左 | 西部地区雨水542haを 取得 |
| 平成元年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,107.00ha 405.00ha 702.00ha 247,980m 405ha 542ha 41,714m 2箇所 35,372,382千円 | 同左 | 分流式区域1ha拡大 |
| 平成14年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,205.60ha 405.00ha 800.60ha 249,910m 405ha 542ha 41,714m 2箇所 47,409,000千円 | 同左 | 分流式区域98.6ha拡大 |
| 平成16年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,206.30ha 405.00ha 801.30ha 249,910m 405ha 542ha 41,714m 2箇所 47,409,000千円 | 同左 | 分流式区域0.7ha拡大 |
| 平成19年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,206.30ha 405.00ha 801.30ha 249,910m 405ha 542ha 41,714m 2箇所 49,638,000千円 | 同左 | 新舊ポンプ場機能維持・ 向上のため ポンプの台数変更 雨水ポンプ 4台から2台 |
| 平成20年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 主要な汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 主要な雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,315.00ha 405.00ha 910.0ha 16,690m 405.00ha 747.39ha 12,070m 2箇所 62,989,000千円 | 同左 | 分流式区域108.7ha拡大 市中央区域雨水 205.39ha拡大 |

| 年 次 | 都市計画決定 計画決定内容 | 下水道法事業認可 認可内容 | 都市計画法事業認可 認可内容 | その他 | | |
|-------|--------------------------------|--|---|--|----|--|
| 平成22年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 1315.00ha 405.00ha 910.00ha 2箇所 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 主要な汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 主要な雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,315.00ha 405.00ha 910.0ha 16,690m 405.00ha 747.39ha 12,070m 2箇所 63,967,000千円 | 同左 | 合流式緊急改善計画で、 下戸田・新曾ポンプ場に合流 改善施設を追加。 荒川流総計画の上位計画 と整合を図り、人口と汚水量 原単位の見直しを図った。 |
| 平成27年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 1315.00ha 405.00ha 910.00ha 2箇所 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 主要な汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 主要な雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,315.00ha 405.00ha 910.0ha 16,690m 405.00ha 747.39ha 12,070m 2箇所 63,967,000千円 | 同左 | 事業計画目標年度の延伸 及び荒川流総計画の上位計 画と整合を図り、人口と計画 汚水量の見直しを図った。 |
| 平成30年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 1315.00ha 405.00ha 910.00ha 2箇所 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 主要な汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 主要な雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,315.00ha 405.00ha 910.0ha 16,690m 405.00ha 747.39ha 12,070m 2箇所 63,967,000千円 | 同左 | 平成27年度に実施された 下水道改正に伴い、下水 道施設の設置及び改築、機 能維持に関する方針を追 記。 |
| 令和2年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 1315.00ha 405.00ha 910.00ha 2箇所 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 主要な汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 主要な雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,315.00ha 405.00ha 910.0ha 16,690m 405.00ha 748.78ha 12,070m 2箇所 69,029,000千円 | 同左 | 分流式雨水区域1.39ha拡大 下水道ストックマネジメント 計画及び下水道総合地震対 策計画に基づく調査・設計・ 改築、並びに下水道施設の 耐水化の内容を反映。 |
| 令和3年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 1315.00ha 405.00ha 910.00ha 2箇所 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 主要な汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 主要な雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,315.00ha 405.00ha 910.0ha 16,690m 405.00ha 847.46ha 12,580m 2箇所 59,300,000千円 | 同左 | 分流式雨水区域98.68ha拡大 新曾地区雨水計画につい て、ルート、断面、排水区等 の変更を行った。 |
| 令和5年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 1315.00ha 405.00ha 910.00ha 2箇所 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 主要な汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 主要な雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,315.00ha 405.00ha 910.0ha 16,690m 405.00ha 847.46ha 12,580m 2箇所 60,384,000千円 | 同左 | 笛目第9、10排水区吐口に おいて、笛目川の計画高水 位に放流するためのポンプ 場を新設するとともに、ポン プ排水能力は、笛目川の許 容放流量の制限に整合する ものとした。 |
| 令和6年 | 計画面積 合流式区域 分流式区域 ポンプ場 | 1315.00ha 405.00ha 910.00ha 2箇所 | 認可面積 合流式区域 分流式区域 主要な汚水管渠延長 合流式雨水区域 分流式雨水区域 主要な雨水管渠延長 ポンプ場 事業費 | 1,315.00ha 405.00ha 910.0ha 16,710m 405.00ha 847.46ha 12,580m 2箇所 68,347,000千円 | 同左 | 荒川流域別下水道整備総合 計画の見直しを受け、全体 計画及び事業計画諸元の変 更を実施した。また、南部第 21処理分区の主要な管きよ の変更を行った。 |